

令和7年度 自己点検・評価結果報告書【学生支援】

推進責任者：教育・学生支援担当理事 水元 豊文

1.自己点検・評価の実施概要及び判定結果

自己点検の観点	自己点検・評価項目	実施方法	エビデンス	判定結果
学生支援体制の整備及び実施状況	1.学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。	1.相談・助言体制等一覧（別紙様式4－2－1） 2.保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 3.各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4.生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 5.生活支援制度の利用実績が確認できる資料	適切である
	2.学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。	1.課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4－2－2）	適切である
	3.留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	留学生に対する生活支援の実施体制及び実施状況について確認する。	1.留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4－2－3） 2.留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料	適切である
	4.障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	1.障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4－2－4）	障がい学生支援室の体制・整備を見直し、検討が必要である。
	5.学生に対する経済面での援助を行っていること	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学科・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	1.経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4－2－5） 2.奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 3.日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4.大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 5.入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 6.学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 7.上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料	適切である

2.結果総括

【優れた点】 1.学生相談室では、大学生活での一層多様化する相談内容に適宜対応しており、令和6年度には学生委員会においてマルチ商法等に関する学内ガイドラインの策定や注意喚起を実施し、生活支援等に関する体制の整備及び支援の充実を図っている。 2.課外活動支援については、令和6年度からGiving Campaignに参加し、課外活動費を自主的に確保する仕組みをサポートするとともに、阿蘇耐久遠歩大会では阿蘇からの日中開催を実施した。加えて、ネーミングライツ料を活用し、トイレ改修、体育館換気修繕及び危険樹木の剪定を行い学生の課外活動継続を図っている。 3.本学の外国人留学生、研究者およびその配偶者を対象に、対面やオンライン授業により、効果的に初級レベルの日本語をより多くの方々が学ぶことが可能となり、生活面での障壁となる日本語について学習のサポートを実施している 4.障がいのある学生の合理的配慮について一層理解を深めるため、障害のある学生等に対する合理的配慮研修及び理解度テストを実施し教職員の意識醸成を図っている。加えて、合理的配慮システムを構築し、令和6年度から本稼働を実施している。 5.更なる経済的支援の拡充のため、令和6年度から博士・博士後期課程への進学を希望する優秀な修士・博士前期課程の大学院生を対象とした授業料免除にを新設し、学部から博士課程までのシームレスな経済面での援助を図っている。
【改善を要する点】 特になし